

資 料 編

[目次]

芦別市水防計画 資料編

資料1	芦別市水防本部（第2章第1節関係）	32
資料2	芦別市水防本部事務分掌（第2章第1節関係）	33
資料3	滝川地区広域消防事務組合組織機構図（第2章第1節関係）	37
資料4	重要水防箇所図（第3章第1節関係）	38
資料5	防災ハザードマップ（第3章第2節関係）	39
資料6	水防立入調査員証（第10章第3節関係）	43
資料7	公用負担権限委任証（第12章第2節関係）	44
資料8	公用負担命令書（第12章第2節関係）	45
資料9	水防活動実績報告書（第13章関係）	46

資料1 芦別市水防本部組織

水防本部	対策部 (部長)	班 (班 長)	班 員
<ul style="list-style-type: none"> ・本部長 (市 長) ・副本部長 (副市長) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 本部員会議 (構成員) </div> <ul style="list-style-type: none"> ・市 長 ・副市長 ・教育長 ・総務部長 ・市民福祉部長 ・経済建設部長 ・市立芦別病院事務部長 ・芦別消防署長 ・議会事務局長 	総務部 (総務部長)	統括班 (総務防災課長)	総務防災課員 (総務係、職員係を除く。)
		総務班 (総務防災課長)	総務防災課員 (危機対策係を除く。)
		財政班 (財政課長)	財政課員
		企画広報班 (企画政策課長)	企画政策課員
		情報機器班 (行革推進課長)	行革推進課員
		調査班 (税務課長)	税務課員
		会計班 (会計課長)	会計課員
	市民福祉部 (市民福祉部長)	市民班 (市民環境課長)	市民環境課員
		防疫班 (市民環境課長)	市民環境課員
		保健班 (健康推進課長)	健康推進課員
		保健施設班 (介護高齢課長)	介護高齢課員
		福祉班 (福祉課長)	福祉課員
		児童班 (児童課長)	児童課員
	経済建設部 (経済建設部長)	商工班 (商工観光課長)	商工観光課員
		農林班 (農林課長)	農林課員
		都市建設班 (都市建設課長)	都市建設課員
		上下水道班 (上下水道課長)	上下水道課員
	医療部 (市立芦別病院事務部長)	医療班 (市立芦別病院看護副部長)	市立芦別病院職員
		事務班 (市立芦別病院事務部事務課長)	
	消防部 (芦別消防署長)	消防班 (芦別消防署副署長)	芦別消防職員
	文教部 (教育長)	文教班 (学務課長) (副：生涯学習課長) (副：スポーツ振興課長)	教育委員会事務局職員 星の降る里百年記念館職員 図書館職員
	協力部 (議会事務局長)	協力班 (議会事務局長) (副：選挙管理委員会事務局長) (副：農業委員会事務局長) (副：監査委員事務局長)	各事務局職員

資料2 芦別市水防本部事務分掌

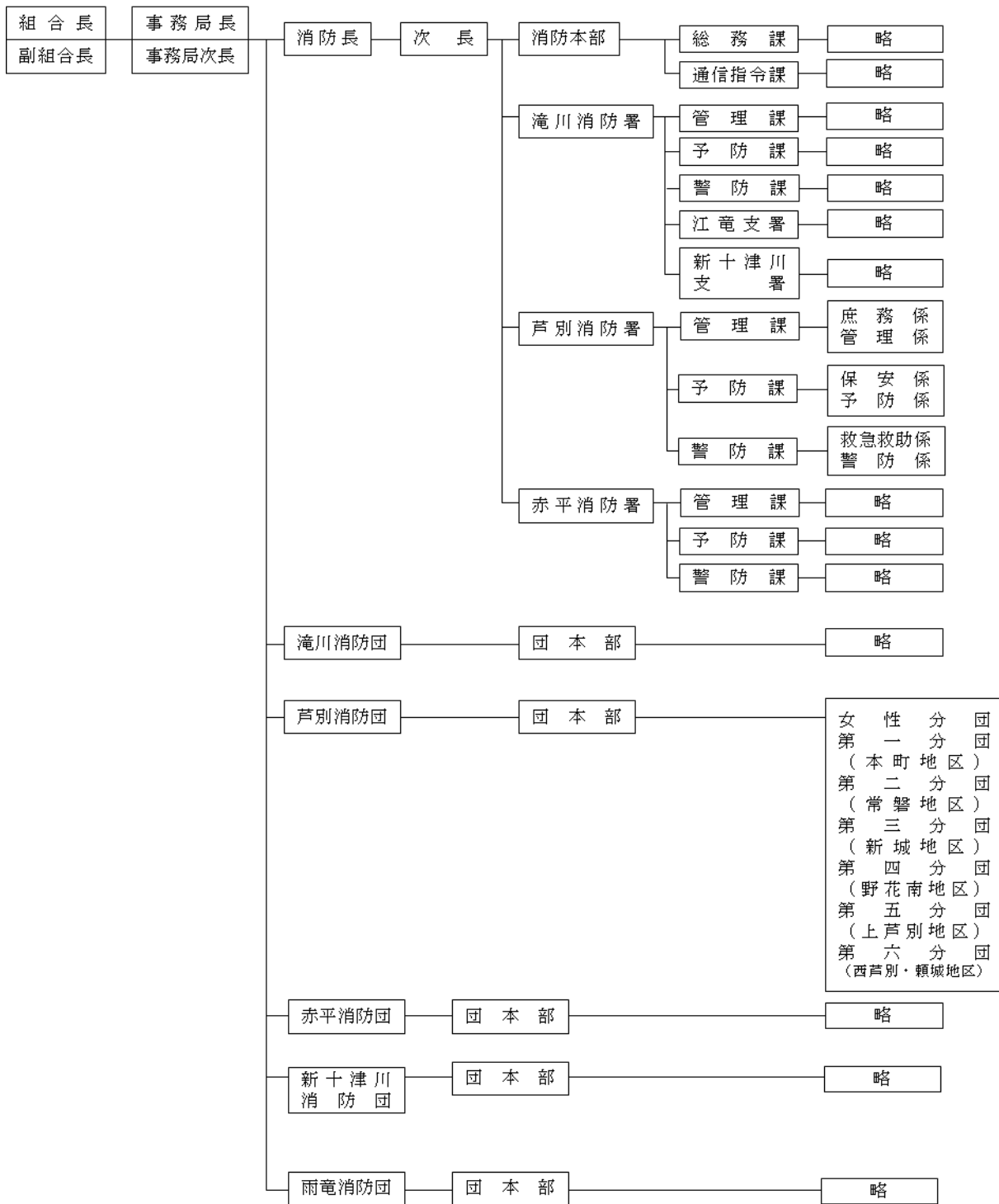
部	班	係	事務分掌
各部共通	各班共通	各係共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に属する事務の活動計画作成に関すること。 2 所管に属する災害応急対策等に必要な資機材の整備・点検に関すること。 3 所管に属する被害状況調査、被害状況報告、災害応急対策及び災害復旧に関すること。 4 災害時における所管事項の執行記録に関すること。 5 災害時における協力員の受入に関すること。 6 災害時における本部との連絡調整に関すること。 7 避難所開設及び運営等の協力に関すること。
総務部 (総務部)	統括班 (総務防災課)	危機対策係	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関すること。 2 災害対策本部設置・廃止に関すること。 3 災害対策本部員会議に関すること。 4 災害情報の収集・報告に関すること。 5 国、道への災害報告に関すること。 6 各部の連絡調整に関すること。 7 応急救助・復旧対策の調整に関すること。 8 災害救助法の適用・実施に関すること。 9 気象情報等の受理・伝達に関すること。 10 避難情報の発令に関すること。 11 自衛隊の派遣要請・配置計画に関すること。 12 消防防災ヘリコプター応援要請に関すること。 13 災害応急対策に関すること。 14 国、道、北海道電力(株)、東日本電信電話(株)、JR北海道(株) その他関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
	総務班 (総務防災課)	総務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の災害動員計画の作成及び実施に関すること。 2 各部との連絡調整に関すること。 3 災害対策本部に必要な資機材の配備及び施設の整備に関すること。 4 災害時の配車及び車両の確保に関すること。 5 災害応急資機材及び備蓄物資等の運搬に関すること。 6 庁舎の管理に関すること。 7 統括班の業務への協力に関すること。 8 その他、他班に属さない事項に関すること。
		職員係	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害非常配備体制に基づく職員の配置に関すること。 2 道及び他市町村等に対する広域応援要請・配置計画に関すること。 3 職員の被災者の調査及び報告に関すること。 4 労務の供給に関すること。 5 公務災害補償に関すること。 6 職員の食料等の調達供給に関すること。 7 統括班の業務への協力に関すること。
	財政班 (財政課)	財政係 契約管財係	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の予算に関すること。 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 3 災害時の衣料、生活必需品その他災害応急物資の調達に関すること。 4 市有財産の応急利用に関すること。
	企画広報班 (企画政策課)	秘書係 企画係 移住定住推進係	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧と総合計画との調整に関すること。 2 関係機関に対する陳情及び請願に関すること。 3 災害見舞の応接に関すること。 4 住民等への災害情報、避難情報、生活支援等情報の広報に関すること。 5 災害情報等の発表及び報道機関との連絡に関すること。 6 被災地視察に関すること。 7 災害報道記事、災害写真等の収集に関すること。 8 被災者の要望事項の行政反映に関すること。 9 被災相談及び苦情等に関すること。 10 関係団体、住民組織等の出動要請及び連絡調整に関すること。 11 各地域行政区等との連絡に関すること。 12 ふるさと納税運営会社との協定に基づく寄附に関すること。

部	班	係	事務分掌
総務部 (総務部)	情報管理班 (行革推進課)	行革・デジタル化推進係	1 各種ネットワークの維持・管理・復旧に関すること 2 情報資産管理に関すること 3 北海道防災情報システム等への災害関連各種情報の入力・報告の業務について統括班への協力に関すること。 4 災害時における登録制メール、SNS、ホームページ等による災害関連情報の発信について統括班への協力に関すること。 5 パソコン等の通信機器の手配・整備等への協力に関すること。
	調査班 (税務課)	納税係 市税係	1 被災者の調査及び報告に関すること。(農業被害調査を除く。) 2 被災納税者の市税の減免に関すること。 3 被災者台帳の作成に関すること。 4 罹災証明に関すること。
	会計班 (会計課)	会計係	1 義援金等の出納保管に関すること。 2 応急救助費等の支出に関すること。
市民福祉部 (市民福祉部)	市民班 防疫班 (市民環境課)	市民年金係	1 災害時の応急食料に関すること。 2 応急炊き出しに関すること。 3 被災した国民年金被保険者の国民年金保険料の免除に関すること。
		環境生活係	1 被災時の地代家賃の値上がり抑制に関すること。 2 災害時の物価の値上がり抑制に関すること。 3 災害時の生活必需物資等の消費流通対策に関すること。 4 災害時における防犯、交通対策に関すること。 5 被災時の防疫実施に関すること。 6 被災地の塵芥及びし尿処理に関すること。 7 防疫状況、し尿処理状況等の報告に関すること。 8 災害による遺体の収容及び埋葬に関すること。 9 所管施設の被害調査及び応急・復旧に関すること。 10 被災地の家庭動物等の取扱いに関すること。
	保健班 (健康推進課)	国保係	1 被災した国民健康保険被保険者の国民健康保険税の減免に関すること。
		医療助成係	1 被災した後期高齢者医療被保険者、重度心身障がい者、ひとり親家庭等及び乳幼児医療該当者の医療費の減免に関すること。
		健康推進係 保健予防係	1 感染予防及び負傷者の収容に関すること。 2 保健所との災害関係事務の調整に関すること。 3 医師会その他医療機関団体との連絡調整に関すること。 4 被災者に対する保健指導及び栄養指導に関すること。 5 被災者の精神保健に関すること。
	保健施設班 (介護高齢課)	介護保険係 地域包括支援係	1 避難所の開設及び管理に関すること。 2 要介護被災者の保護に関すること。 3 介護サービスの実施の確保及びサービス実施関係機関との連絡調整に関すること。 4 社会福祉施設の入所者の避難救助に関すること。 5 社会福祉施設の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 6 社会福祉施設の応急・復旧対策に関すること。 7 高齢者等の一時収容に関すること。
	福祉班 (福祉課)	福祉係 保護係	1 救助活動に対する芦別市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 2 被災者の避難誘導に関すること。 3 被災者の生活救援に関すること。 4 被災者に対する見舞金の支給に関すること。 5 高齢者、独居老人家庭の安全確保に関すること。 6 被災者に対する各種福祉資金の貸付けに関すること。 7 災害時のボランティアの受入れ及び連絡調整に関すること。 8 救助活動に対する日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること。 9 被災地の障がい者及びひとり親世帯の保護に関すること。 10 救援物資、義援金等の調達、受付及び配分に関すること。

部	班	係	事務分掌
市民福祉部 (市民福祉部)	児童班 (児童課)	子ども家庭係 つばさ保育園 子育て支援センター係 子ども発達支援係	<ol style="list-style-type: none"> 被災地の児童及び障がい児の避難及び安全確保に関する事 被災時の施設の復旧に関する事 被災地の児童及び障がい児の一時収容に関する事 被災した保育園等利用者の利用料の減免に関する事
経済建設部 (経済建設部)	商工班 (商工観光課)	商工振興係 観光振興係	<ol style="list-style-type: none"> 被災した商工鉱業者に対する融資に関する事 労務者の供給に関する事 民間協力団体の支援要請に関する事 被災に伴う失業者の対策に関する事 観光施設、商工関係施設の被害調査に関する事 観光施設、商工関係施設の復旧対策に関する事
		農政係	<ol style="list-style-type: none"> 農業の被害調査に関する事 被害農家の救援対策に関する事 被害農作物の病虫害防除に関する事 被災農家の災害融資に関する事 農業用施設の被害調査に関する事 農業用施設の復旧対策に関する事 家畜の防疫及び家畜飼料の確保に関する事
	農林班 (農林課)	林務係	<ol style="list-style-type: none"> 森林の被害調査に関する事 種苗等生産資材の確保に関する事 林野火災の予防に関する事 被災地林野の病害防除に関する事
		土木係	<ol style="list-style-type: none"> 道路、橋梁、河川、公園等の被害に関する事 災害応急資材の調達、配分及び保管に関する事 災害復旧土木事業に関する事 救農土木事業に関する事 河道の障害物除去及び対策に関する事 市街地の浸水対策に関する事 道路の通行禁止及び制限の措置に関する事 被災地における滝川地区広域消防事務組合との連絡調整に関する事 災害危険箇所の巡視に関する事 市道交通の確保に関する事 道路、橋梁、河川、公園等災害復旧業務に関する事 北海道開発局及び札幌建設管理部との連絡調整に関する事
		建築係	<ol style="list-style-type: none"> 仮設避難所及び炊事場の設営に関する事 防災建築の促進に関する事 建設業協会との連絡調整に関する事 被災地における建築制限に関する事 災害時の建築用資材の需給計画に関する事 被災家屋等の応急危険度判定に関する事 応急仮設住宅の建設・維持管理に関する事
		住宅係	<ol style="list-style-type: none"> 公営住宅、市営住宅の被害に関する事 災害住宅融資に関する事
	上下水道班 (上下水道課)	業務係	<ol style="list-style-type: none"> 被災地の飲料水の確保及び給水に関する事 水道関係機関との連絡調整に関する事
		施設係 浄水場管理係	<ol style="list-style-type: none"> 上下水道施設の被害に関する事 災害時の飲料用水の確保及び給水に関する事 水道施設の被害調査及び復旧対策に関する事 関係機関との連絡調整に関する事

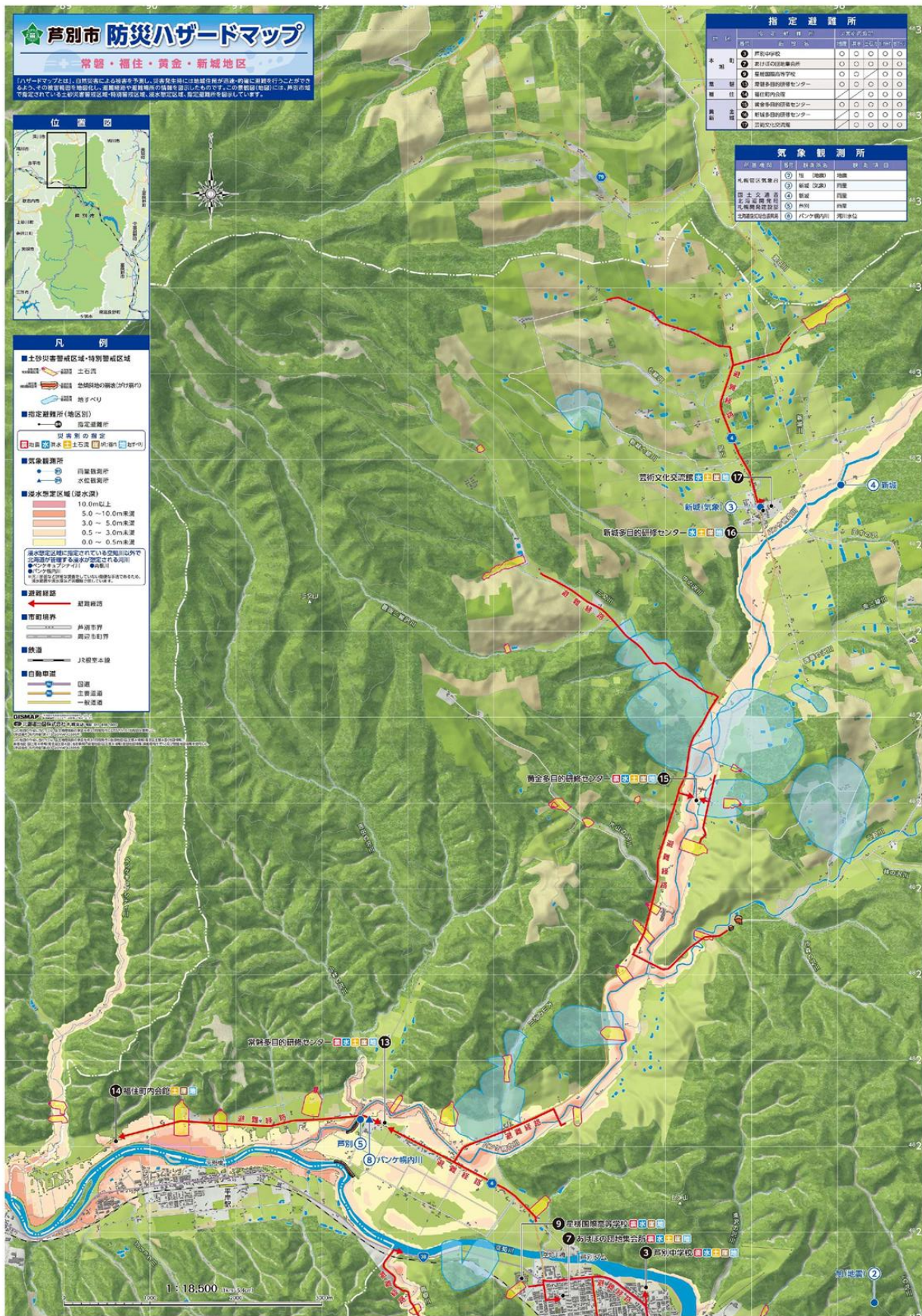
部	班	係	事務分掌
医療部 (市立芦別病院)		医療班 事務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 2 被災者の応急医療及び助産に関すること。 3 医療機関との連絡調整に関すること。 4 災害時の医療品及び衛生資材の確保に関すること。 5 医療救護所の設置及び管理に関すること。 6 傷病者の収容に関すること。 7 被災者の保健指導に関すること。 8 感染症患者及び精神病患者の収容及び医療措置に関すること。 9 入院及び通院患者の避難誘導に関すること。 10 災害拠点病院との連絡・調整に関すること。
消防部 (消防機関)	消防班	滝川地区広域消防事務組合 芦別消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動、水防活動等に関すること。 2 警戒区域の設定に関すること。 3 火災警報等の住民への周知に関すること。 4 住民の避難誘導及び救助活動に関すること。 5 被災者の救出及び行方不明者の捜索に関すること。 6 人命等の救助に関すること。 7 救急活動に関すること。 8 危険物の除去及び応急処理に関すること。 9 滝川地区広域消防事務組合芦別消防団に関すること。
文教部 (教育委員会)	文教班	教育委員会 事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 2 児童・生徒の安否確認に関すること。 3 文教施設の被害に関すること。 4 災害時における児童・生徒の避難・応急措置に関すること。 5 児童・生徒の応急教育対策に関すること。 6 災害時における学校給食に関すること。 7 施設の応急利用に関すること。 8 各施設の被害調査及び復旧対策に関すること。 9 教育関係義援金品の受付及び配分に関すること。 10 教職員の動員に関すること。 11 避難所開設時における事務等の協力に関すること。 12 文化財の保護及び応急対策に関すること。
協力部	協力班	議会議務局 選挙管理委員事務局 農業委員事務局 監査委員事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務部統括班の業務の協力に関すること。 2 各部の要請による連絡調整及び協力体制の確立

資料3 滝川地区広域消防事務組合組織機構図

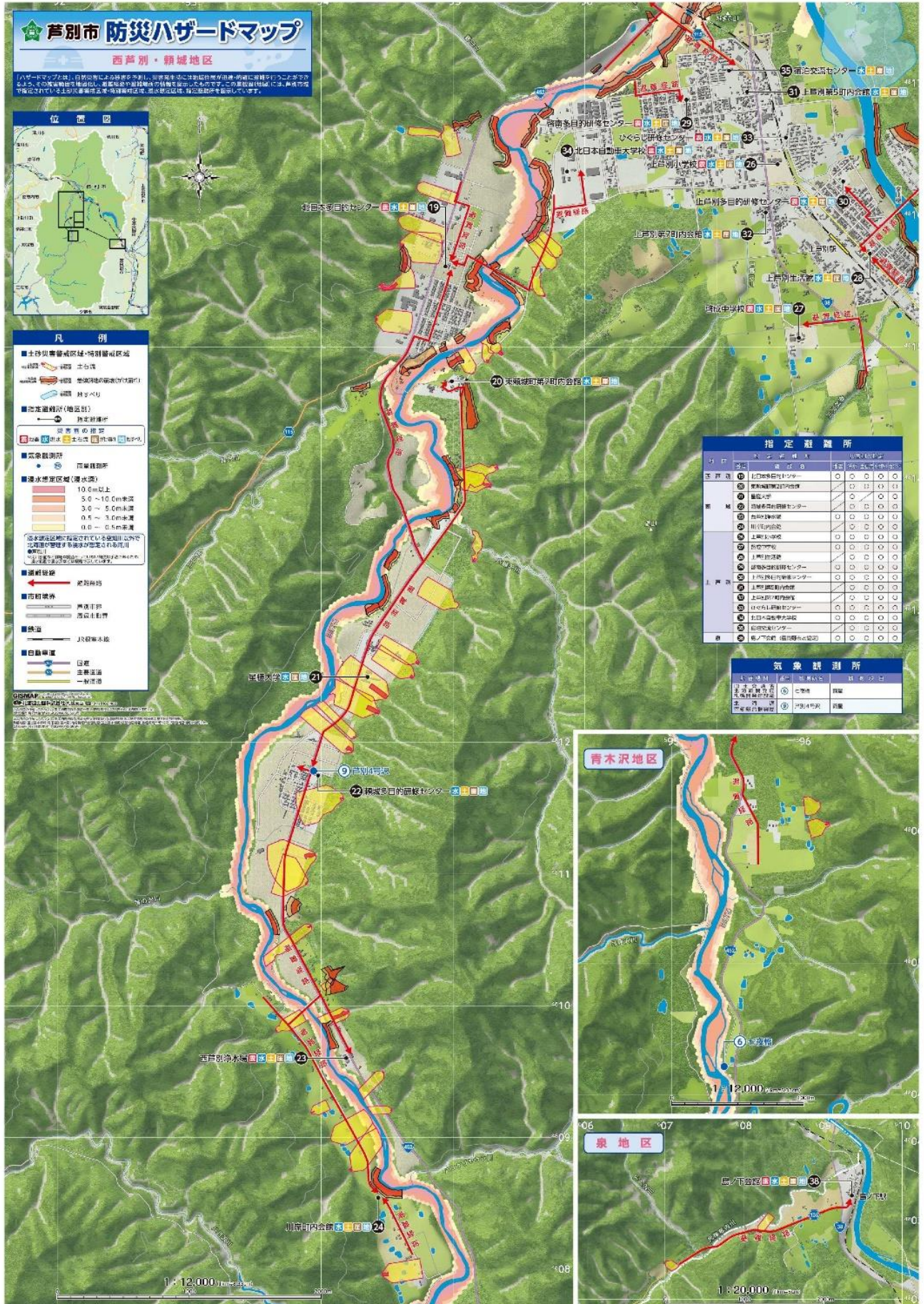


資料5 防災ハザードマップ

①【常磐・福住・黄金・新城地区】



④【西芦別・頼城・青木沢・川岸地区】



資料6 水防立入調査員証

(表 面)

許可番号	番	水防立入調査員証	
所 属			
役職名			
氏 名			
上記の者は、水防法（昭和24年法律第193号）第49条第1項の規定により必要な土地に立ち入ることができる職員であることを証明します。			
年 月 日			
		芦別市水防管理者 芦別市長 ㊟	

(裏 面)

注 意	
1 本書は、他人に貸与、贈与又は勝手に修正しないこと。	
2 本書は、身分を失った時は直ちに発行者に返還すること。	
3 本書は、水防法第49条第2項による立入票である	
※ 水防法（抜粋）	
第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。	
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	

(縦9cm 横6cm)

資料7 公用負担権限委任証

住所 職名 氏名	許可番号 番 年 月 日
(委任者) 芦別市水防管理者 芦別市長	
公用負担権限委任証	
上記の者に 区域における水防法第28号第1項の権限行使について 委任したことを証明します。	

(縦9cm 横6cm)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

芦別市水防管理者
芦別市長

公用負担命令票

水防法第28号第1項の規定により次のとおり公用負担を命じます。

記

1 目的物

- (1) 所在地
- (2) 名 称
- (3) 内 容 (または種類)
- (4) 数 量

2 負担内容

(使用・収用・処分等について詳記すること)

命令者 職 氏名

印

(日本工業規格A4)

資料9 水防活動実績報告書

水防活動実績報告書

出水の状況									
水防実施箇所									
日時									
出動人員		水防団員	消防団員		その他		合計		
		人	人		人		人		
水防作業の概況及び工法		箇所 m							
		工法							
水防の結果	効果被害	堤防 m m	田 m ² m ²	畑 m ² m ²	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他
使用資機材	かます、俵					居住者の出動状況			
	万年、土俵								
	なわ					水防関係者の死傷			
	丸太								
	その他					雨量水位の状況			
水防活動に関する自己評価									
備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成する。

○年台風○号における水防活動
(北海道○○市消防団・○年○月○日～○日)

○概 要

○○市消防団は、○年○月○日、台風○号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ○部隊○名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動 延人数	主な活動内容
○/○～○/○ 約12時間	○名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

○○川左岸
(○○地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

○○川左岸
(○○地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

○○川左岸
(○○地先)
月の輸工

水防活動または
被害状況写真

○○地区の
浸水被害

水防活動実施箇所
地 図

沿革

平成22年	12月	1日	芦別市水防計画作成
平成25年	4月	1日	国及び道の計画改正に伴う一部修正
平成28年	6月	6日	一部修正
令和2年	4月	15日	一部修正
令和5年	8月	25日	構成及び一部修正、資料編を増設
令和6年	3月	22日	一部修正

芦別市水防計画書

発行人 芦別市